

# 岡山港港湾計画資料

— 軽易な変更 —

令和2年2月

岡山港港湾管理者

岡山県



## 目 次

1	変更理由	1
2	港湾施設の規模及び配置に関する資料	2
2-1	小型船だまり計画	2
3	土地造成及び土地利用計画に関する資料	6
3-1	土地造成計画	6
3-2	土地利用計画	7
4	その他の資料	10
4-1	環境の保全に関する資料	10
4-2	地方港湾審議会名簿	12



## 1 変更理由

- 1 漁船を適切に収容し、港湾活動の安全性・利便性の向上を図るため、九幡地区において、小型船だまり計画を変更する。
- 2 港湾施設の計画の変更及び土地需要の変化に対応するため、九幡地区及び高島地区において、土地造成計画及び土地利用計画を変更する。

## 2 港湾施設の規模及び配置に関する資料

### 2-1 小型船だまり計画

#### 2-1-1 九幡地区

##### (1) 計画変更の必要性

分散する漁船を適切に収容し、港湾活動の安全性・利便性の向上を図るため、係留施設を拡大するとともに必要規模の埠頭用地を土地造成及び既存施設の活用により整備する必要がある。

##### (2) 小型船だまり計画の規模及び配置

今回計画の小型船だまり計画の規模及び配置は、表2-1-1、図2-1-1及び図2-1-2に示すとおりである。

表2-1-1 小型船だまり計画の規模及び配置

施設名	既設・既定計画	今回計画	変更の内容	対象船
航路	水深 1.5m 幅員 20m	水深 1.5m 幅員 20m	変更なし	漁 船 3GT 未満 25 隻  3~10GT 5 隻
泊地	水深 1.5m 面積 0.4ha	水深 1.5m 面積 0.9ha	既定計画の変更	
八幡沖 2 号 防波堤	延長 40m	延長 40m	変更なし (既設)	
八幡 3 号 防波堤	延長 120m	延長 160m	既設の変更	
八幡 4 号 防波堤	延長 36m	延長 50m	既設の変更	
八幡 1 号 防波堤	延長 53m	撤去	既設の撤去	
八幡 2 号 防波堤	延長 39m	延長 14m撤去	既設の一部撤去	
物揚場	水深 1.5m 延長 60m	水深 1.5m 延長 129m	既定計画の変更	
小型栈橋	—	水深 1.5m 1 基 (延長 21m)	新規計画	
埠頭用地	0.2ha	0.1ha	既定計画の変更	
防波堤	延長 30m撤去 (撤去済)	—	—	

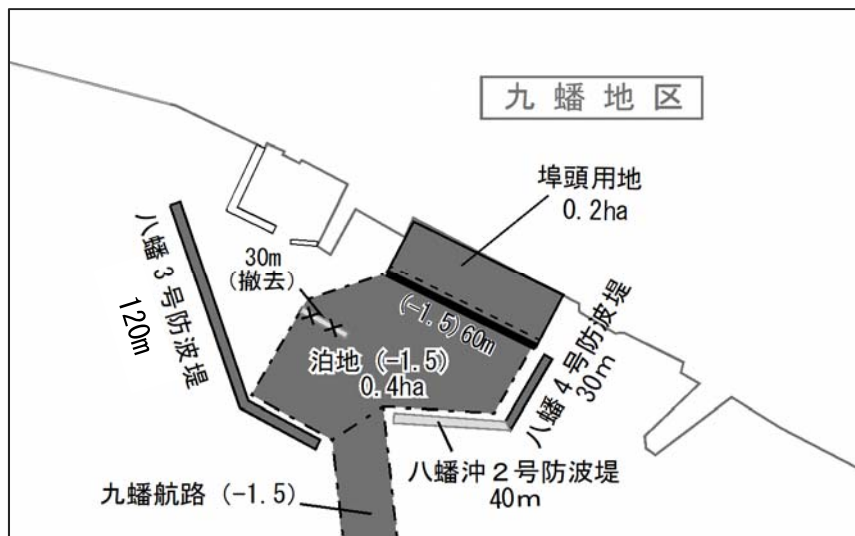


図2-1-1 小型船だまり計画（既定計画）

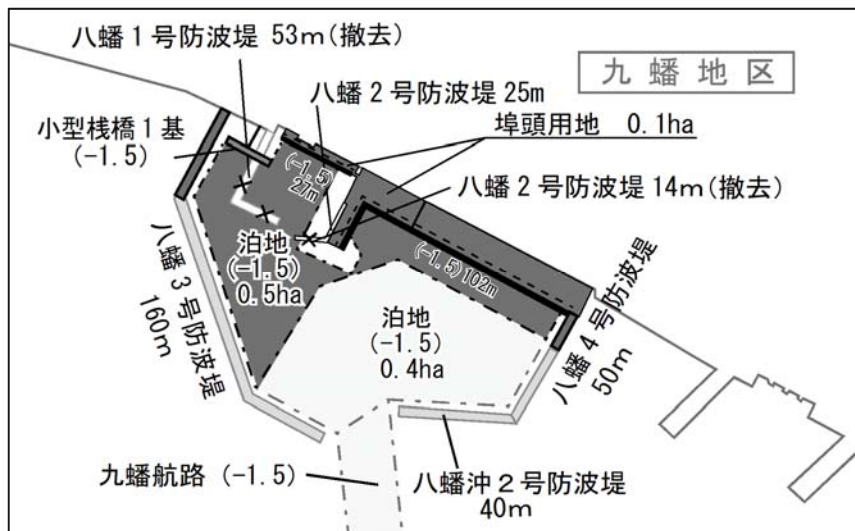


図2-1-2 小型船だまり計画（今回計画）

(3) 静穏度の検討

① 静穏度の目標

通常時、異常時における静穏度の目標は、表 2-1-2 に示すとおりである。

表 2-1-2 静穏度の目標

区 分	係留施設前面波高	稼働率
通常時	0.3m 以下	97.5% 以上
異常時	0.5m 以下	—

② 九幡小型船だまり

1) 通常時

通常時における係留施設前面の静穏度は、表 2-1-3 に示すとおり静穏度の目標を達成している。

表 2-1-3 通常時における稼働率

波 向	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW
係留施設前面波高が 0.3m を超過した回数 (回)	1	2	5	14	80	1
計 (回)	103					
総観測回数 (回)	43,801 (2013 年～2017 年)					
超過率 (%)	0.24					
稼働率 (%)	99.76					

## 2) 異常時

異常時における係留施設前面の最大波高は、表 2-1-4 及び図 2-1-3 に示すとおり、静穏度の目標波高値 (0.5m) 以下である。

表 2-1-4 異常時における係留施設前面の最大波高

波 向	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW
係留施設前面の最大波高 (m)	0.44	0.47	0.47	0.49	0.46	0.40

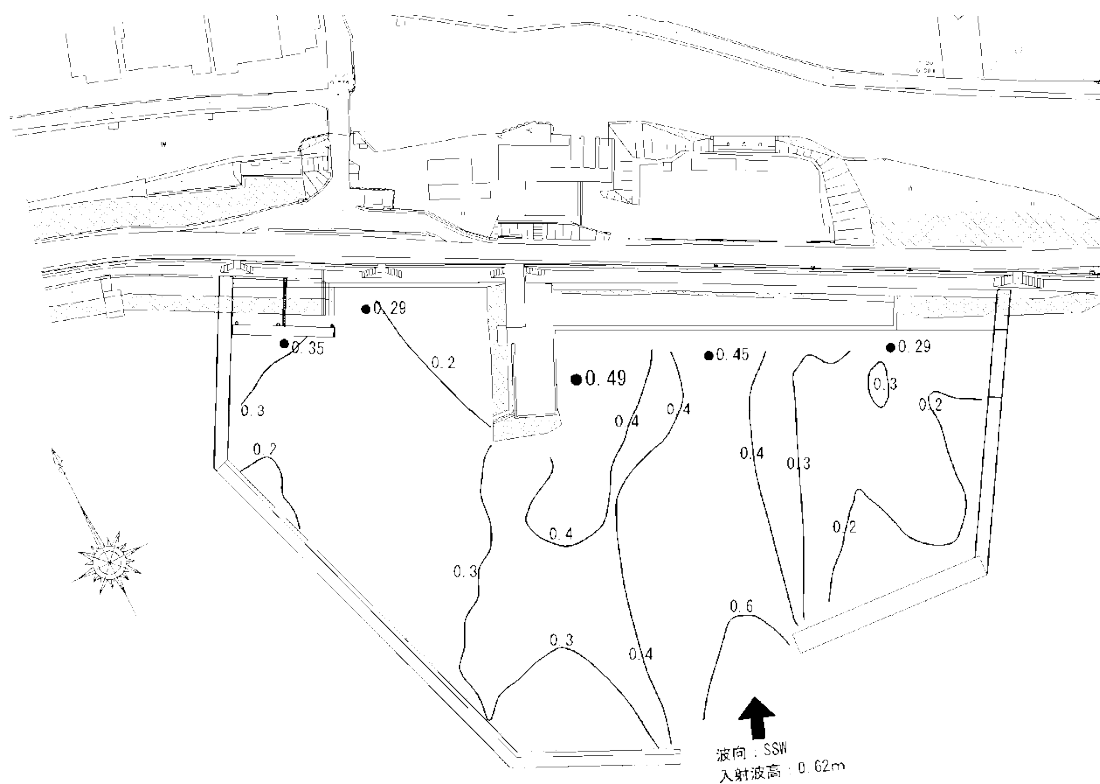


図 2-1-3 異常時の波高図 (最大波高が発生したケース、波向: SSW)

### 3 土地造成及び土地利用計画に関する資料

#### 3-1 土地造成計画

港湾施設の計画の変更及び土地需要の変化に対応するため、九幡地区の土地造成計画を、表3-1-1及び表3-1-2に示すとおり変更する。

表3-1-1 土地造成計画（今回計画）

（単位：ha）

地区名 \ 用途	埠頭用地	合計
九幡地区	(0.1) 0.1	(0.1) 0.1

注1) ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

既定計画

表3-1-2 土地造成計画

（単位：ha）

地区名 \ 用途	埠頭用地	合計
九幡地区	(0.2) 0.2	(0.2) 0.2

注1) ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

### 3-2 土地利用計画

土地利用計画を表3-2-1、3-2-2及び図3-2-1～図3-2-4に示すとおり変更する。

表3-2-1 土地利用計画（今回計画）

（単位：ha）

用途 地区名	埠頭 用地	港湾関連 用地	工業用地	交通機能 用地	緑地	合計
九幡地区	(1.0) 1.0	-	-	-	-	(1.0) 1.0
高島地区	(12.7) 12.7	(12.5) 12.5	(17.4) 17.4	(3.1) 3.1	(10.7) 10.7	(56.4) 56.4

注1) ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

既定計画

表3-2-2 土地利用計画

（単位：ha）

用途 地区名	埠頭 用地	港湾関連 用地	工業用地	交通機能 用地	緑地	合計
九幡地区	(1.1) 1.1	-	-	-	-	(1.1) 1.1
高島地区	(12.7) 12.7	(12.5) 12.5	(17.4) 17.4	(3.1) 3.1	(10.7) 10.7	(56.4) 56.4

注1) ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

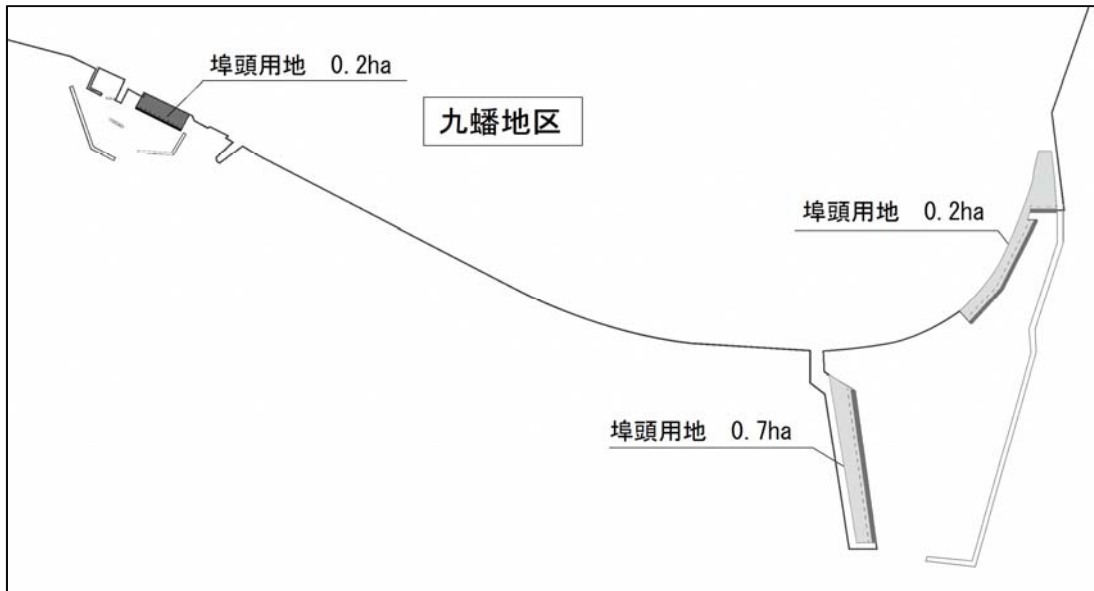


図 3 - 2 - 1 土地利用計画（九幡地区）（既定計画）

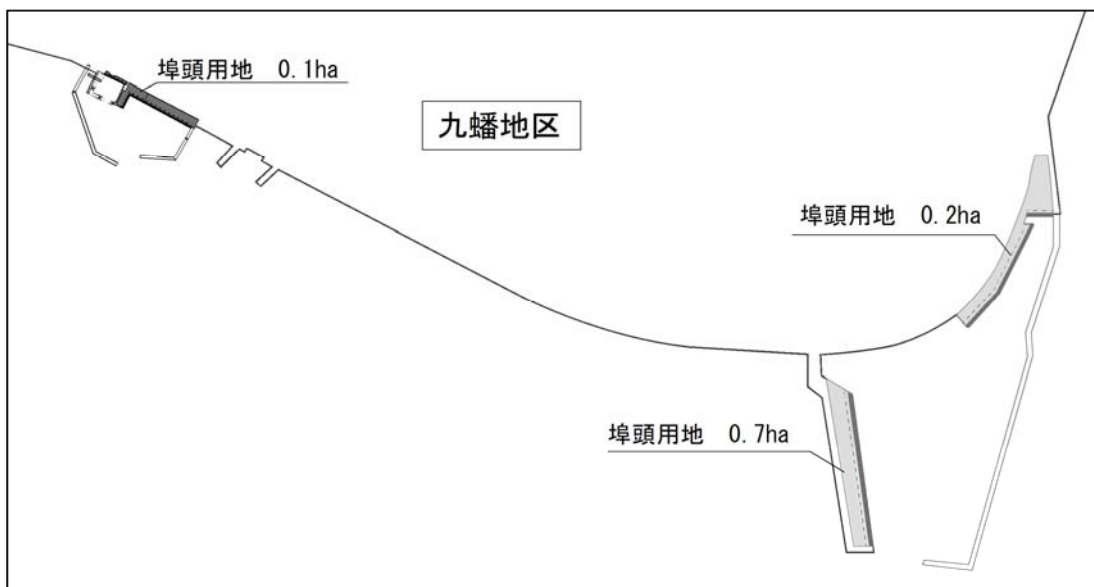


図 3 - 2 - 2 土地利用計画（九幡地区）（今回計画）



図 3 - 2 - 3 土地利用計画 (高島地区) (既定計画)



図 3 - 2 - 4 土地利用計画 (高島地区) (今回計画)

## 4 その他の資料

### 4-1 環境の保全に関する資料

#### (1) 基本方針

今回計画が周辺環境に与える影響と評価は、以下に示すとおり選定項目ごとに予測・評価を実施した。

#### 1) 項目の選定

項目の選定については、表4-1-1に示すとおりである。

表4-1-1 項目の選定

環境要素の区分		項目	選定理由等
水環境	水質	水の汚れ	今回計画の内容により選定した。
生物	生物	海生生物	
		鳥類	
	生態系	生態系	

#### 2) 予測及び評価の考え方

予測及び評価の考え方については、表4-1-2に示すとおりである。

表4-1-2 予測及び評価の考え方

環境要素の区分		予測	評価
水環境	水質	今回計画に定められる事項による環境への影響を考慮し、定性的に予測した。	今回計画により周辺環境へ著しい影響を及ぼさないこと。
生物	生物		
	生態系		

#### (2) 環境への影響と評価

##### 1) 水質への影響と評価

本計画変更に伴い、港内の防波堤や物揚場の整備、泊地の浚渫を行うことになる。そのため、潮流の変化による水質の変化が考えられるが、港内全体から見た変更の範囲はわずかであり、潮流の変化に大きな影響を及ぼすことは考えられない。

また、防波堤の整備により、港内が閉鎖性水域となることによる水質の変化が考えられるが、港口部から潮汐による海水交換が行われることから、水質に大きな影響を及ぼすことは考えられない。

以上より、水質に及ぼす影響は軽微であると考えられる。

## 2) 生物への影響と評価

本計画変更に伴う水質への影響が軽微であると予測されることから、今回計画が海生生物及び鳥類に及ぼす影響は軽微であると考えられる。

## 3) 生態系への影響と評価

本計画変更に伴う生物への影響が軽微であると予測されることから、今回計画が生態系に及ぼす影響は軽微であると考えられる。

## (3) 総合評価

今回計画が周辺環境に与える影響について評価を行った結果、本計画変更に伴う周辺環境への影響は軽微であると考えられる。

なお、今回計画の実施にあたっては、工法、工期等について十分に検討し、十分な監視のもとに環境に与える影響を小さくするよう配慮し、慎重に実施するものとする。

## 4-2 地方港湾審議会名簿

### 岡山県地方港湾審議会岡山港部会委員名簿

令和2年1月14日現在（敬称略、順不同）

#### 1 学識経験を有する者

井上 欣三	国立大学法人 神戸大学 名誉教授
嶋 一徹	国立大学法人 岡山大学 教授
松多 信尚	国立大学法人 岡山大学 教授
横田 都志子	unita 設計室一級建築士事務所 建築士
中島 義雄	中国地域ニュービジネス協議会 副会長
金澤 寛	国立研究開発法人 港湾空港技術研究所 顧問

#### 2 港湾関係者

松田 久	岡山県商工会議所連合会 会長
井本 瀧雄	岡山県漁業協同組合連合会 会長
木元 康文	岡山地区旅客船協会 会長
大塚 浩	内海水先区水先人会 副会長
吉井 誠	中国地方港運協会 副会長
末長 範彦	岡山県倉庫協会 会長
久本 久治	岡山県船主協議会 理事長
遊佐 清和	全日本海員組合尾道支部 支部長

#### 3 市町村を代表する者

大森 雅夫	岡山市長
伊東 香織	倉敷市長
黒田 晋	玉野市長

#### 4 県議会の議員

加藤 浩久	岡山県議会議員
吉田 徹	岡山県議会議員

#### 5 関係行政機関の職員

濱田 隆治	財務省 神戸税関 宇野税関支署長
豊住 辰也	財務省 神戸税関 水島税関支署長
水谷 誠	国土交通省 中国地方整備局長
平賀 哲二	国土交通省 中国運輸局 岡山運輸支局長
福島 武人	海上保安庁 第六管区海上保安本部 水島海上保安部 部長
安達 貴弘	海上保安庁 第六管区海上保安本部 玉野海上保安部 部長

地方港湾審議会の答申



岡 地 港 第 8 号  
令 和 2 年 2 月 3 日

岡山港港湾管理者 岡山県  
代表者 岡山県知事 伊原木 隆太 様

岡山県地方港湾審議会

会長 井上 欣三



岡山港港湾計画の軽易な変更について（答申）

このことについて、当審議会において審議した結果を下記のとおり報告する。

記

原案は適当である。